

## 福祉目的事業に付随する食事提供行為における食品衛生管理指針

### 1 目的

この指針は、福祉を目的として行われる事業に付随する食事提供行為(いわゆる集団給食として行われる行為を除く。)において、食事提供行為の実施者(以下「実施者」という。)が確立すべき衛生管理体制と講ずべき衛生管理に関する事項を定めることにより、食品の安全性を確保することを目的とする。

### 2 対象

この指針の対象となる食事提供行為とは、明石市内において実施される福祉を目的として行われる事業の中で、実費(調理コストを含む)以外の対価を徴収せず、かつ食事の被提供者を特定して行うものであって、おおむね次のようなものを指す。

専用の調理場所若しくは公共施設の調理場所を活用して、地域の子どもや高齢者等を対象に実施するもの(例)子ども食堂、高齢者向け会食、配食サービス等

### 3 営業許可について

この指針の対象である食事提供行為については、食品衛生法第4条第7号の営業にはあたらないものとする。実施者は、事前に明石市長に福祉目的事業に付随する食事提供行為届出書(様式第1号)を提出し、必要な指導を受けること。

ただし、福祉目的の範囲を超える事業に付随して食事提供を行う場合や調理行為を事業者が受託する場合などは、営業許可を必要とするため、事前に実施内容について保健所に相談すること。

### 4 衛生管理体制の確立

- (1)実施者は、食事提供行為における食品の安全確保を図るため、衛生管理体制を構築すること。
- (2)実施者は、従事者に対して衛生管理に必要な教育を実施すること。
- (3)実施者は、食中毒等事故が発生した場合に備え、迅速な対応が可能な体制を整備すること。
- (4)実施者は、調理部門及び配達部門を高齢者福祉施設や飲食店営業者に委託する場合は、調整能力、衛生管理状況の他、必要に応じ、営業許可の有無について、事前に確認し選定すること。
- (5)実施者は、保健所と連携し、食品衛生に関する指導・助言を得るよう努めること。

### 6 衛生管理に関する事項

事業内容が小規模であることなどを勘案し、実施者が講ずべき衛生管理事項は、別紙のとおり

りとする。

附則

この指針は、平成 30 年6月4日から施行する。